

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書は工事の種類ごとに作成する。 工事経歴書

土木一式、及び土工、鋼構造物については、必ず内訳を記入。

契約工期（履行期間）ではなく、検査引渡日の月を記入。公共工事の場合、目的物引受書の検査完了日等の月を記入。

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名 共同企業体で施工した 工事は「JV」と記入す	工事現場 のある 都道府県 及び 市区町村名	配置技術者		請負代 金の額	工 期		経営事項審査を受 ける場合 工事確認資料(契約 書等)と突合しやす いよう、番号等を記 入する。	
					氏名	主任技術者又は 監理技術者の別 (該当箇所にて印を記載)		主任技術者	監理技術者		着工年月
官庁工事元請	鹿児島県	元請	JV 地すべり対策工事(〇〇 工区)	湧水町	鹿児島 三郎		(45,000) 千円	(45,000) 千円	令和 元年 11 月	令和 2 年 10 月	1
	鹿児島県	元請	特定道路設備工事(〇 区26-3工区)	薩摩川内市	薩摩 次郎		10,000 千円	千円	令和 2 年 10 月	令和 3 年 3 月	2
	鹿児島県	元請	県単交通安全施設整備工 事	奄美市	大隅 一郎		7,840 千円	千円	令和 3 年 1 月	令和 3 年 3 月	3
	始良市	元請	管理事務所外構工事	始良市	加治木 太郎		2,980 千円	千円			4
官庁工事元請計							65,820 千円				
民間工事元請	A	元請	A邸造成工事	宮崎県 都城市	奄美 花子		千円	千円			5
	ガッツ産業(株)	元請	ガッツ産業(株)の内外 工事	いちき串木野 市	日置 五郎		千円	千円	令和 2 年 10 月	令和 2 年 10 月	6
	ガッツ産業(株)	元請	県外の現場は都道 府県名も記入する。 外構工事	日置市	吹上 和子		7,000 千円	千円			7
民間工事元請計							14,600 千円				
民間工地下請	(株) 鶴丸	下請	国道道路改良工事 (はつり工事)	曾於市	大隅 一郎		6,540 千円	千円			8
	田西建設(株)	下請	N邸新築工事 (足場仮設工事)	鹿屋市	加治木 次郎		1,200 千円	千円	令和 2 年 9 月	令和 2 年 9 月	9
		下請	足場仮設工事外20件				21,000 千円	千円	令和 2 年 5 月	令和 3 年 4 月	
民間工地下請計							28,740 千円				
「注文者」及び「工事名」欄の記入にあたっては、個人の氏名が特定されないように留意して記入。 (記入例)・注文者「青木」→「A」					ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。			千円			
経営事項審査を申請する場合 ①土木一式工事、建築一式工事については、その請負代金の額の大きい順に全て記入する。 ②一式工事以外の専門工事に係る完成工事については、請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、元請工事代金の額の大きい順に記入する。 ③各専門工事について、元請完成工事を全て記載しても、完成工事の約7割に達しない場合は、完成工事高のおおむね7割を超えるところまで、下請工事を請負代金の額の大きい順に記入する。 残りの3割は「〇〇工事外〇件、〇〇千円」と記入する。 ④最後に、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記入する。					建設工事の種類ごとの最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。			千円	千円		
経営事項審査を申請しない場合 ①主な完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入する。 ②①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記入する。					「小計」、「合計」のうち元請工事に係る請負代金の額の合計を記入。			千円	千円	年 月	年 月
小計							30 件	109,160 千円	45,000 千円	うち 元請工事 73,420 千円	45,000 千円
合計							30 件	109,160 千円	45,000 千円	うち 元請工事 73,420 千円	45,000 千円

経営事項審査を受ける場合
工事確認資料(契約書等)と突合しやすいよう、番号等を記入する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

工事進行基準を採用している場合、工事進行基準の適用により、当該年度に計上される完成工事高を()書で上段に、請負金額の全体を下段に記入する。

各工事現場の配置技術者の名前を記入し、該当する技術者区分に「✓」印を記入する。

一式工事以外の専門工事は、完成工事高のおおむね7割までは工事1件ごとに記入し、残りの工事はまとめて記入してよい。
〇〇工事外〇件 〇〇〇〇千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書の記載方法について（許可関係）

営業年度ごとに、1年間の完成工事について原則として請負代金の額の大きい順に「元請工事」、「下請工事」の別に（従来どおり「官庁工事元請」、「民間工事元請」、「民間工事下請」別の記載でもかまいません。）記載してください。

- ① 「土木一式工事」、「建築一式工事」は全ての工事を記載して下さい。
- ② 「土木一式工事」、「建築一式工事」以外の専門工事については、各専門工事の元請完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」を記載して下さい。
- ③ 元請完成工事高全体のおおむね7割を記載しても各専門工事の完成工事高全体の約7割に到達しない場合は、完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」又は「下請工事」を記載して下さい。
 （残りのおおむね3割については、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載して下さい。）
- ④ 最後に主な未成工事を記載して下さい。
 （請負代金の額が少額の未成工事の場合は、記載不要です。）
- ⑤ 新規設立法人で工事の実績がない場合は、「新規法人設立につき実績なし」と記載して下さい。

(例) 舗装工事で完成工事高が12,000千円の場合の記載方法

(内 訳) 元請工事 9,000千円 下請工事 3,000千円

- ア 元請完成工事高の約7割は、 $9,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 6,300 \text{千円}$
- イ 6,300千円を超えるまで、元請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。
- ウ 完成工事高全体の約7割は、 $12,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 8,400 \text{千円}$
- エ 8,400千円を超えるまで、下請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。
- オ 残りの完成工事高は、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載する。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

(用紙A4)

注 文 者		元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事種別のある都道府県及び市区町村名	配 置 技 術 者	請 負 代 金 の 額	工 期		
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 <small>（除算対象にしないを記載）</small> 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月
〔元請工事〕							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
鹿児島地域振興局	元請			〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	4,500千円	令和 5年 1月	令和 5年 3月
鹿児島市	"			〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	1,500千円	(例)イ千円 令和 5年 3月	令和 5年 4月
日置市	"			〇〇〇舗装工事	日置市	〇〇 〇〇	レ	1,000千円	①7,000千円 ③元請工事全体の7割(6,300千円)クリ	
	"			〇〇〇工事外〇〇件				2,000千円	令和 4年 10月	令和 4年 12月
〔下請工事〕							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇組	"			〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	②2,100千円	(例)エ千円 令和 4年 7月	令和 4年 8月
	"			〇〇〇工事外〇〇件				900千円	①+②9,100千円 ④完成工事高全体の7割(8,400千円)クリ	
小 計		〇〇 件					12,000千円	千円	うち 元請工事 ③9,000千円 千円	
合 計		〇〇 件					④12,000千円	千円	うち 元請工事 9,000千円 千円	